

○国立大学法人埼玉大学早期卒業に関する規則

〔平成20年6月12日
規則第51号〕

改正 平成25. 5.23 25規則6 平成27. 2.19 26規則61
平成28. 2.18 27規則54

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第47条の2第2項の規定に基づき、埼玉大学における早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(早期卒業の要件)

第2条 早期卒業するためには、各学部で定める卒業に要する単位を修得し、かつ、成績優秀であることを要件とする。

(早期卒業の時期)

第3条 早期卒業の時期は、3年次終了時又は4年次第2学期終了時とする。

(早期卒業の申請・認定)

第4条 早期卒業を希望する者は、前条に掲げる早期卒業時期の1年前の学期終了時に所属学部長にその旨を申し出なければならない。

2 早期卒業の認定は、早期卒業希望者の申し出に基づき、所属学部の教授会の審査を経て学長が行う。

(早期卒業の実施等)

第5条 早期卒業の実施及び早期卒業に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月12日から施行する。

附 則 (平成25. 5.23 25規則4)

この規則は、平成25年5月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 2.19 26規則61)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 2.18 27規則54)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。